

# 社会的地位 向上のために



東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
第1シルバールビル5F 501号  
電話 03(356)2916

会 長 湖 東 京 至  
行 人 東 京 至  
編 集 人 村 建 靖  
電 報 部 長 中

誇りをもって孫子の代まで  
二代目税理士というとか何か七光  
り的な感じで、必ずしもほめられ  
た言い方ではない。しかし、二代  
目としてこの職業を引きついでい  
うことは大きな意義をもってい  
ると思う。今春行われた税理士会  
の役員選挙にあたって一つのスロ  
ーガンとして掲げられたのが「子  
供達に誇りをもって引きつがせる  
ことのできる税理士制度を」とい  
うのであった。

二代目どころか三代目、四代目  
と我が税理士制度を子孫が引きつ  
いでいってくれたなら、それほど  
誇りある職業として存置していっ  
てくれたらと思うのである。

ころがり込んでほこない！  
イギリスは世襲制の強い国であ  
って、代々親の職業を継ぐようだ  
が、なかでもチャーターズ・アカ  
ウンタント（勅許会計士）は世襲  
色の強い職業とされている。ウチ  
の顧問は代々あの先生のウチとい  
うつながりである。ちょうどホー

ムドクターのように企業や財産の  
健康管理を任せているのである。  
当然社会的地位は誰がみても高  
いという。しかしある日突然法律  
によってその高い地位がころがり  
込んで来たということはこの国  
にもない。それは与えられた歴史  
的諸条件を踏まえたうえで、その  
職業群の絶えざる努力の結果も

## 小さな集りから 単位青税へ！

会 長 湖 東 京 至



偉大な成果をもって結実した。こ  
の間の西ドイツシュトイエルベ  
ーターのたたかいは半世紀に亘  
り、この記録もまた分厚い本に残  
されている。

情けない我國の現実  
かえりみるに我國の現状はどう  
か。つい先週のことである。私の  
関与先の小さな建設業者の調査が  
あった。事前通知があり、初日私  
は立会いに出かけた。型どおりの  
調査で円満のうちにその日はどう  
ということもなく終り別れたので  
あるが、翌日、私に何の連絡もな  
しに突然再び会社を訪問し、私の

いなるところで質問を開始した。  
私のところに会社から電話があっ  
たのはその日の午後で、今、税務  
署員が取引銀行に向ったというの  
である。

この調査の結果は結局申告是認  
であったが、私は何か情けないも  
のを感じざるを得なかった。  
それは一つには、納税者の権利  
保護という点である。納税者は行

政上下位にあり、常に何か犯罪者  
として扱われているという気がす  
る。そしてそのために納税者の代  
理人たる我々税理士も必然的に行  
政の低位に置かれ、これが社会的  
地位の低下を呼んでいることであ  
る。

フランス租税一般法に調査にお  
ける納税者の保護という規定があ  
り、その中で第一の権利としてあ  
げられているのが、「補佐人（*Commissaire*）立会権」である。即ち税  
務調査においては、事前に納税者  
の選んだ補佐人を立会わせること  
ができる旨教示しなくてはなら  
ず、もしこれを怠ったならばその調  
査は法律上無効となるのである。  
フランスには税務代理業は存在し  
ないが（独占業務として）実際には  
コンターブル（会計士）が補佐  
人として立会っている例が多い。  
わが国にはこうした納税者の権  
利保護の制度が確立していない。  
これでは納税者がバカにされ、そ  
の代理業務を職業とする税理士が  
同様に無視され、先に例をだした  
ようなことが日常起こることにな  
る。

まず集まりを持つこと  
しかし、今単に法制度上明文規  
定をいたただいたからといって内容  
が変るものではない（二頁へ続く）

# に関する について』 の意見書

全国青年税理士連盟

## 要 望 書

昭和50年10月21日

日本税理士会連合会

会長 山本義雄 殿

全国青年税理士連盟

会長 湖 東 京 至

### 「会社法改正に関する意見照会 について」の意見書提出の件

全国青年税理士連盟は「会社法改正に関する意見照会」について検討した結果、別紙のような、結論に達したので、ここに意見書を提出する。

なお、日本税理士会連合会が、法務省に意見書を提出される際には、後に禍根を残さない様、充分かつ慎重なる検討をするよう要望する。以上

はじめに

昭和五十年六月十三日付、法務省より「会社法改正に関する意見照会」(以下単に「意見照会」という)がなされたが、これは、昭和四十九年三月に成立した監査制度中心の商法改正に引続く「第二

(一頁より続き)い。勿論法律化の運動は重要な過程ではあるが、今すぐ我々のやれることがあるように思う。

その一つは納税者に強くなつてもらうことである。納税者自身がかかりやすいよう我々が手助けすることである。納税者の社会的地位が高くなければ税理士の地位も高くなるわけがない。

次にこれは最も重要なことであるが、我々青年税理士自身が、強

くなることである。そのために、一人一人が勉強をすることはもとよりであるが、その一人一人の力を寄せ集めることである。

一つの小さな行政単位に、たとえば数名しか税理士がいらないようなところでも、そのメンバーが協力し、手をとり合つて事に当ることである。

そして一人の問題を全員の問題にし、正しいものは正しいと主張できる会を創ることである。

### 一つの町に一つの青税を

地域の青年税理士は今こうした会をあちこちに持ちつつある。沼津で浜松で、金沢で、盛岡で、豊岡で、豊橋で、……こうした集りこそ、税理士の社会的地位向上のための第一歩なのだといふこと、そのことを意識しようといふことにかかわらず、着実に我々は前に進んでいるといふことを確信していいと思うのである。

一人でコソコソと帖面づけ、これが見を表明するものである。われわれは商法学者でもないし、このために充分な研究や時間をさける状況にはない。したがってこの「意見書」は現場からの一つの見解の発表であり、更に引続き充分な研究検討を重ねた上、更に意見表明を行うことになる。

「基本見解」  
I、商事に関する基本法たる商法において、中小企業を差別し切捨てる改正を行うべきでなく、大会社(公開会社中心)の取締規制には、特別法を別途制定すべきである。  
II、中小企業の経済活動における営業取引等に重要な弊害をおよぼすおそれのある改正には賛成できない。

III、連結決算制度は税理士の重大な職域を侵害するおそれがあるため、強く反対する。連結決算制度を商法に導入することとは、連結納税申告につながる負担の公平を害し、被連結子会社はすべて税理士の関与からはずされるおそれがある。

IV、最低資本金制度を商法に導入することは、株式会社すべての会計士監査を導入される可能性があり、すべての株式会社を税理士の職域から失うこととなるおそれがあるので絶対反対である。  
(一) 株式会社および有限会社の最低資本金制度について  
最低資本金制度を設けること

# 『会社法改正 意見照会』

1975年10月

は、中小会社を株式会社から排除することであり、そこに合理的理由が認められない。わが国の企業制度が多数の株式会社を生み出したのは、この制度が企業活動にとって合理性をもっていたことを示しており、わが国株式会社中、資本金五千万円未満の法人が九十七%であり、これら中小企業は日本経済の発展に大きな貢献をしてきたことは否定できない。

中小会社は、株式会社の形態を採用することにより、雇用問題、商取引上、金融面、納税面において有利であり、あるいは経営内容が明確になる等の合理的な理由によって株式会社制度を選択してきた。したがって現在の株式会社の実態が、立法当初の予測と異ってきているとか、外国の会社制度との単なる比較からという理由でいわずに變更を加えるような態度をとるべきでない。西ドイツの株式会社総数はわずか二千六百社にすぎず、むしろ大会社特別法の様

相を呈しているといってもよい。

## (二) 大小会社の区分について

大規模の株式会社については、その社会的影響力の大きいことに鑑み、別途これを規制する特別法を制定すべきであり、私法である商事基本法中に大小会社の区分を導入すべきでない。

大小会社の区分は昭和四十九年度の商法特別法による会計監査導入、商法第三二条二項の「公正ナル会計慣行」に関する規定の創設、法人税法第二二条四項と併せ考へる場合、いわゆる企業の自主的經理の尊重を理由とする大企業に対する税務調査の省略等、企業税制の実質的二分化への道を開くものであると考へる。

## (三) 連結決算制度の導入について

昭和五十二年四月一日から証券取引法上の連結財務諸表制度が制度化されることになったことは、企業内容の開示として充分その目的を達することができる。したがって連結決算制度を商法に導入する必要はない。経団連は従来から連結財務諸表制度導入の前提条件として、連結納税申告制度の採用を主張してきており、商法上の連結決算の制度化は、まさに連結納税申告制度導入のためである。

連結納税申告制度は多数の子会社を持つ大会社にとって欠損会社と利益会社の損益の通算やいわゆる内部取引による未実現利益の消去等によって大幅な減税効果をもたらし、負担の公平を著しく害する可能性があるため、その導入には反対である。

## (四) 会社の計算に関する規定について

### (1) 継続性の原則

利益操作や粉飾決算のため評価方法を変更することは許されない。会計処理の方法を毎期異にすることは、会社の財務状態を不明確にさせ、粉飾決算にもつながる。したがって商法中に継続性の原則を明定すべきである。西ドイツ、フランス会社法にも継続性の原則はきびしく規定されており、まさにこういう場合こそ外国の例に学ぶべきである。

### (2) 商法二八七条の二の引当金

商法二八七条の二の特定引当金については、粉飾に利用されるものもあり、整備を要するが、これまでに検討した他の制度と切り離して別途慎重に検討すべきである。

### (5) 会社の機関について

株式会社には、基本的事項に関

する意思決定機関たる株主総会と業務執行に関する意思決定および執行、代表機関たる取締役会および代表取締役と業務ならびに会計に関する監督機関たる監査役とが会社の機関として作動している。したがって株主総会、取締役会のみをとりあげ個別に検討するのはなく、上記会社の各機関の有機的な検討を計るべきである。特に取締役会ならびに業務監査役会会計監査役は、三権分立的な制度であって、監査制度の抜本的改正を考へずして株主総会および取締役会を論ずることは無意味である。「意見照会」はこの観点を全く無視している。

西ドイツにおいては、株主総会の詳しい決算報告と年間報告を義務づけられており、細部にわたる書類まで株主に報告される。株主総会は議事に関する討論が長びくことが多く、一日中かかることもある。この時には翌日までかかることもある。この株主総会がまず監査役(業務監査役)を選任し、次に監査役会が取締役を選任することになっている。会計監査役も株主総会選任事項であることは当然である。フランス現行商法も西ドイツにならってこの手順になっている。

## (6) 企業の社会的責任

「意見照会」のいう「企業の社会的責任」は、その概念が不明確で主観的な解釈が生じることになる。したがってこのような規定を設けても、訓示規定に限り実効性は全くない。むしろこの規定がかくれみのとなって有害でさえある。

昭和四十九年商法改正の衆、参両議院付帯決議で問題とされた「いわゆる社会的責任」とは巨大化、独占化した大企業の社会的責任に関するものである。「いわゆる社会的責任」として問題となるのは、粉飾決算、株価操作、独占価格買占め、売り惜しみ、便乗値上、公害環境破壊等であるが、これらの問題は社会的影響力の大きい大企業に特有のものである。したがって大企業に対する規制は商法の基本法たる商法で行うべきでなく、商法は個別的な問題を扱うのであって、経済全般についての問題は、独禁法、経済刺激法、証券法、公害規制法等の強化および別途特別法によって規制すべきである。諸外国の現行商法においてもこのような規定を明文化している例はなく、むしろ特別な経済政策や行政政策によって対処しているのである。

# 主張

法務省民事局参事官室から、各界、各関係団体に対して、「会社法改正に関する意見照会」七項目が、文書を以て去る六月に送付された。いよいよ、目録連送を含め各界、各団体から注目の回答書が提出される。今後、商法二次改正の問題の是否が、法務省の机上案より離れ、各方面での論議を巻き起すであろう。

## 法務省案の経団連要望案

意見照会の前文に「昭和四八年七月の衆議院法務委員会における附帯決議及び同四九年三月の参議院法務委員会における附帯決議の趣旨にかんがみ、会社法の基本的問題について検討を開始した。」云々とある。しかし、この意見照会の内容をみると、附帯決議により検討した云々よりはむしろ、昭和四九年七月の経団連から要望書として提出された「商法改正に関する緊急要望事項」の大部分が、今回の「意見照会」に網羅されている。大多数の中小零細会社の株殺、組織替え等の措置を含み、一途に大企業に独占資本の意向が全面的に採り上げられている事実を

注視しなくてはならない。  
改正意図は個別商法上の問題だけではない

今回の商法改正問題は、前回の商法改正の延長上であり、単に企業の社会的責任の制文化、株主総会制度及び取締役会制度の改善、大小会社の区分等の個別商法上の問題としてだけ捕らえることはできない。現在税理士の内包する諸問題や税制そのものと有機的結合をもっている。客観性、多面性、側面性の観点から、その本質、改正意図を十分議論

## 会社法改正

# 全税理士の総意

## による反対運動へ

一方、税制上の問題点からは、連結納税申告制度、付加価値税、法人税の二分化構想との兼ね合いを考えなければならぬ。連結財務諸表制度が、税制上連結納税申告制度の導入に繋がることは、諸外国の例や、財界が当初の時期尚早の態度を翻し、受入容認の態度に変質した過程をみる限り明らかである。我国税制の革命ともいわれる付加価値税は、現在巨額の赤字国債の発行により、長期的財源の安定的確保が叫ばれているこ

しなればならぬ。企業の社会的責任は、公害問題等を通して大多数の国民より追求し非難され久しい。企業（大企業に独占資本）は、こうした外部の批判勢力（消費者運動、反公害運動）に対し、最近内部化戦略による企業の大衆化工作を進めている。こうした企業の戦略化のもので、今回商法上の問題として、企業の社会的責任を法制化するならば、種々の大企業に対する規制法にみられるように、社会的責任はザル法化し、形骸化してしまうことは過去の歴史が如実に物語っている。

会社の公認会計士監査による調査省略や、小会社への税務監査の導入等の布石になる危険性すら孕んでいる。このように今回の商法改正は、一面企業の社会的責任等国民受けする問題を表面に提案し、微妙に問題の本質をはぐらかそうとしている。商法二次改正の意図は会社法の基本的問題を改正するということだけでなく、税制等と密接な関係をもっていることを論破し、理論の構築を行わなくてはならない。

## 全青税の総力を結集し、反対運動を展開しよう

前回の商法反対運動が、全青税の強力な反対闘争にもかかわらず、反対闘争の最中、日税連会長の「収束」の一言で、妥協されたこの経験を、今回の運動の過程でも十分踏えなければならぬ。今後、昭和五二年を目途に、商法二次改正問題は国会の審議を経ていくわけであるが、権力側の分断工作や懐柔策がその間行われることは、過去の運動を体験した我々にとって十分予知できるものである。改正の意図が、個別商法上の問題だけでなく、税制等

との交りをもっているだけに、反対運動も相当強固な理論武装をしながら進める必要がある。体験の伝達の可能性のみをとらえ運動を行うことは、時として、運動の挫折を生むことがある。全青税に結集する青税会員は改めてこの問題の本質を基本的に検討し、下部組織での十分な理論の構築をはかり、下意上達の方策をたえずくり返しながら、全税理士の総意による反対運動へと展開させなければならない。

大蔵省主税局嶋崎税制二課長と日税連山本会長以下幹部との懇談記事が日税連の会報（六六九号）に掲載され、その中で同課長は、「付加価値税が導入されれば、国犯法の間接国税に入れる必要はなく当然税理士の対象税目に入る」と述べている。付加価値税に反対している税理士の一部にも、この談話を根拠に職域拡大の理論を以って、導入賛成に転向するかの意見が出始めている。青税会員は、このような一課長の談話に惑わされることなく、敢然と反対運動のための一層の理論武装を行い、真に納税者の権利を擁護する税理士として立ち上がり、商法二次改正の危険な意図を粉砕するため運動を展開しよう。

(略) 意見照会に対して、日税連を含めた各団体から本年十月末迄に法務省に届けられる。それらを参考に法制審議会商法部会は法務大臣に商法改正の答申を出すことになるのであるが、果たして参考意見を取り上げてくれるか甚だ心許無い。それに反して経団連の意見は、過去もそうであった如く、要望事項通りに取り上げられ、法律も改正されて行く。

経団連は昭和四十九年七月、商法再改正の十三項目の要望を法務省に提出している。その内、八項目が今回の「意見照会」の中に取り入れられている。一略—

経団連の要望と「意見照会」中の意見から、商法再改正の危険な動きを指摘したいと思う。

**企業の社会的責任**

「意見照会」は、企業の社会的責任について一般の規定を設けるべきか否かと問うている。社会的責任論がここ数年盛んだが、その定義は不明確であり考え方によっては、利用され易い理論となる。

「社会的責任を果すには、先ず利潤の確保である」との経団連会長の発言にみられる如く、大企業に都合の良い利用法もある。先例として、ナチドイツが国家主義を強制するために、社会的責任規定

を設けている。(現在は廃止)

会社法は一般法であり組織法であって取締法規ではないから、一般的訓辞規定を設けても何の法律的效果もない。訓辞規定を根拠に大企業や時の政府に利用され易い危険な規定になる可能性があるから、一般的規程は置くべきではない。買いため、売り惜しみ、公害

制度は、計算書類の確定を株主総会の権限から除き取締役会の権限に移す考えと共に、株主総会の形骸化を促進させるものである。

自己株式取得規制を緩和すると株価操作が容易となり、不当利得を一部株主に与えることになる。役員、従業員に株式買い受け選

## 商法改正の危険な動き

その狙いを論証する

鶴見 静雄 (東京)

会社法改正の動きに対し、充分な理論構築をはかり、反対運動を展開せねばならない。去る九月二十二日急逝された鶴見会員(東京)の遺稿を紹介し、彼の商法問題にかけた情熱を、全会員のものと



(編集部)

など、前進を誓おう!

会社法改正の動きに対し、充分な理論構築をはかり、反対運動を展開せねばならない。去る九月二十二日急逝された鶴見会員(東京)の遺稿を紹介し、彼の商法問題にかけた情熱を、全会員のものと

を合法化することになり、株主平等の原則にも反することになる。

連結決算は大企業の減税

商法上において個々の制度を強化することも必要であろう。それには、経団連の要望事項に副った改正をしてはならないのである。

### 株主権の規制

自己株式の取得緩和と単位株式

内部利益は課税されない点をねら

っている。更に重要なねらいは、近く導入予定の付加価値税の負担軽減である。親子会社間の付加価値税は、前段階税額控除方式により親子会社連結申告上税額控除されるであろう。利益調整に設立したと思える子会社を、税対策にも利用しようとする大企業の恣意的な要求を許すべきではない。

### 最低資本金制度と大小会社区分

法は社会に対してどうあるべきか。私はこの問題(資本金五千万円以下は株式会社から除外する)を考へるとき、先ず素朴な疑問を持った。たしかに資本金五千万円以下の株式会社全体の九八%を占めている。その九八%の会社を認めている現行制度が、社会的に害あることなのであるか。

国民生活に定着している制度を根底から覆すことが法の役割なのであるか。法は、人の社会生活を円滑に運び、その維持と発展を助ける規範でなくてはならない。

株式会社は二%に種々の社会問題があるならば、その規制は特別法に依るべきではないのか。九八%の会社が手続規定を遵守してない程度の法律違反を取り上げる

ことより、二%の大企業が犯している社会的に影響ある行為を特別法

により取締つてゆくべきである。大小会社の区分のねらいは、大企業だけの優遇法を期待した中小会社差別のためであるといつて過言ではない。

源は昭和四一年の経団連から国税庁長官に出した「税務改善に関する意見」に発している。「株式の公開企業と非公開企業」とについては、税法の規定を二分することとして、重要性の原則を念頭におき別個の取扱いをする旨の原則を打ち立てること」この意見に裏打ちされて、その後の商法・法人税法の改正が行われてきている。

さきの改正で、公認会計士監査を商法上も義務づけられた大企業は、税務調査省略を要求しているのである。

### 大企業優先の法改正に反対

以上の観点から商法再改正の動向をみると、大企業の資本蓄積の道具としての商法を、なおさら大企業中心のものとするねらいがあり、物言わぬ資本を集め、少数経営者により企業支配をしようとするものである。

この時において、我々は、中小零細事業者と共に生きる税理士として、大企業優先の法律改正に反対し、国民の生活と権利を守るために行動しなければならぬ。

座 談 会

# 税制視察団

## 報告会

### 価値税について

出 席 者

- 視察団長 古山 巖 (オランダ)
- 団員 荻野 弘康 (西ドイツ)
- 川野 貴清 (西ドイツ)
- 湖東 京至 (フランス)
- 首代 恵司 (イギリス)
- 渡辺 三男 (イタリ)
- 岩田 克夫 (スウェーデン)
- 早川 昇 (東ドイツ)
- 司会 猪股世紀 (東京青税連・付加価値税対策員長)
- 編集 広報部 (中村・石井・辻)

東京青税連主催により、第三次ヨーロッパ税制視察団の視察報告会が前記の通り開催されました。二時間半にわたって行われたものを、広報部で編集、紙面の都合で、一部割愛し、その要旨を掲載致します。

内容については、できるだけ、発言に忠実に行いましたが、適当に省略させていただきました。不十分な点は、報告書によって、補充、訂正していただきたい。

司会 私東京青税連の猪股です。今回第三次ヨーロッパ税制視察団が、無事帰国されましたので、「中小企業と付加価値税」と題して、座談会を開催致します。

では、団長の古山さん、まず一言。古山 団長の古山です。

八月二十五日から九月七日まで、「中小企業と付加価値税」その他につきまして、ヨーロッパ諸国を視察して、かなりの成果を上げて参りました。

詳細につきましては、現在、原稿の取纏に入っておりますので視察報告書を十二月中旬には、発行したいと考えております。

座談会に入る前に、今回の視察にあたり、会員の皆さんから御支援、御協力をいただきましたことを、この場を借りて、厚く御礼申



し上げます。

司会 古山団長には、オランダについて、後で報告をいただきます。それでは、まず、各国が付加価値税を導入した経過と標準税率について簡単にお願い致します。

最初に、では西ドイツから荻野 荒川部会の荻野です。

西ドイツのキャップとして参加致しました。まずヨーロッパの付加価値税の採用は、増税のために新しく設けられたものではないといふことです。各国によって差はありますが、もともと取引高税、売上税等の間接税があり、これに替えて、付加価値税を採用したという事情があります。西ドイツは一九一六年に、第一次大戦の戦費調達のために、売上税が創設されておりその後改正されながら、五十年続いておりましたが、一九六八年に、現在の付加価値税が導入されました。売上税は、累積税方式の取引高税であったために、商品取引の各段階で課税が行なわれるために、流通過程が、複雑なほど、税が重くなる欠点があり、末端の業者ほど、不利な立場に置れており、この不公平を是正するために、前段階階級課税方式に、現在の付加価値税が導入されました。一九六八年のスタート当初の税率は一般の商品十%、生活必需品五・五%でしたが、現在は、十一%と五・五%に引上げられております。更に、来年から、十三%、六・五%に引上げることが、政府が予定しているようですが、これに対しては、各界から反対が出ております。

このように、西ドイツにおいて、増税目的のために導入されたものではなくて従来の売上税の弱点を是正するために導入されており、物価に与える影響もほとんどなかった状態です。

司会 西ドイツは、売上税に替って付加価値税の採用がスムーズに行ったようですがフランスはいかがでしょうか。

湖東 フランスを担当しました中野部会の湖東です。

フランスは付加価値税の元祖と言われております。フランスの付加価値税制度は、立法者によって最近創設されたものではなく、売上税についての長い歴史を経て今日の制度が採用されたものです。

第一次大戦中、戦費調達のために売上税を創設しました。

しかし、種々の欠点があったために、小売業者を取引高税の納税義務者から除外することとして、単段階生産者売上税すなわち生産税を一九三六年に創設しました。

税率は当初六%でしたが、その後漸次引上げられて、廃止になった一九五四年には一五・三五%になっております。これが、付加価値税の製造業者版です。一九五四年になって、初めて全部の業種に、現在E C型と云われている、前段階階級課税方式の付加価値税が採用になったわけです。ここで、投資即時課税方式が採用されております。

一九六七年四月に、E Cが加盟国に対し共通の付加価値税を採用すべき旨指令したこともあって、一九六八年に、これまでのサービス供与税、地方小売売上税及び大部分の単段階特別税を廃止して、すべての業者に付加価値税を適用するよう大幅な改正が行なわれ、

# ハローヨーロッパ 第三次 帰朝

## 中小企業と付加

に義務づけられていたために施行したという事情があります。イギリスにも、もともと単段階制度の売上税がありました。

第一次視察団が、一昨年、つまり、実施直前に、視察に行っており、報告書を出しておりますが、その時と税率が違っております。

税率は昨年の六月から〇%、八%、二五%、輸出の免税、に分れております。税率は、大蔵大臣の省令により、何時でも、変更できるそうです。

付加価値税の導入に際しては従来の売上税が前段階控除方式に替って、納付税額が、減少したために、すんなり導入されたようですが、物価については、便乗値上げはあったようです。

司会 私も第一次視察団に参加して、イギリスへ行きましたが、これまでの仕入税等が廃止され、付加価値税が導入されました。従って、我が国が新税として、付加価値税を導入することは、まったくの novelty である点非常に問題が多いと思います。つきに、イタリアについてお願ひ致します。

渡辺 イタリアを担当しました足立部会の渡辺です。イタリアは、他の EC 諸国に比べて、導入が大変おくれしていた点

が注目されます。EC の圧力によって、導入したために、準備が不十分であったために、遅れた事情があります。EC の統一指令の圧力下に行われたイタリアも、代替的に導入されており、従来の売上税を廃止、付加価値税が採用されています。イタリアは、国際収支が悪化しており、ドイツから莫大な借款があつて EC の脱退か付加価値税の採用かの選択に迫られており、反対運動はあつたがやむなく導入されたとの事情があります。

税率は、標準税率十二%、割増税率十八%、軽減税率が六%です。六%の中には、さらに、生活必需品については一%、になっているものがあり、七七年までに、段階的に六%まで引上げられるそうです。今年から特例として六%から十八%に引上げられたものに輸入肉がありますが、国際収支が赤字のため、消費を抑制するためです。また、特定の警沢品には三十%の特別税率が適用されました。

司会 つきに、オランダについてどうぞ。

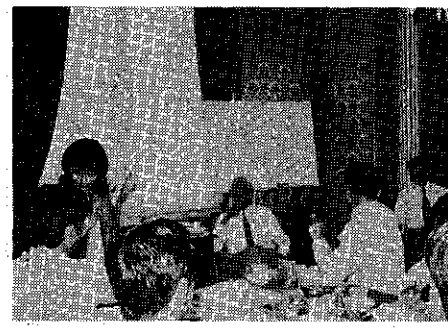
古山 オランダにつきましては渋谷部会の古山(団長)です。オランダにつきましても、西ドイツ等と同様に、取引高税が古く

からありまして、一九六九年に、現行の付加価値税が採用されましたが、実質的には、名称変更的な改正であつたといつてよく、取引高税の不備な点を、是正して代替税として採用したと云つてよいと思います。

税率は一九六九年の採用当初標準税率十二%、軽減税率四%、割増税率十五%でしたが、一九七一年に、標準税率が十四%に引上げられました。

司会 東ドイツにも行かれましたが、付加価値税はありませんので報告を省略、つきに、各国の中小企業に対する、申告、納期、税額控除、記帳義務等についてどのような配慮がされているかお願ひ致します。まず、西ドイツから

萩野 西ドイツは、納付については、当月分を翌月十日に納付するのが原則ですが、税額が、千二百マルク(百四十万円)未満の中小企業者は、三ヶ月に一回、更に零細業者は年一回だけ納付の制度があります。記帳義務は制度化されており、取引金額、税率、税額等の記帳が必要です。但し年商六万マルクまでの場合は、売上に対して四%の税率を適用する簡易方式や、税率控除制度があります。



司会 フランスでは……

湖東 フランスでは、簡易申告制度として、フォルフェエがあります。二年に一回、税務署との話合いで、付加価値税と所得税が決定されます。フォルフェエの対象になるものは、商業は五十万フラン(三千五百万円)、ガソリン販売業(百万フラン)、サービス業(十五万フラン)です。この制度は中小零細業者に対する救済措置です。政府は、この制度を廃止したい意向ですが、廃止できない事情があるようです。現在六十七割のものが、この制度を選択しております。フォルフェエの担当者は、計理士(税理士)で、二時間位で二年分の所得税、付加価値税を決定しますので、大変重要な業務です。(この制度の詳細な点については、報

告書を参照して下さい。

司会 イギリスをお願いします  
首代 イギリスは、年間売上高五千ポンド以下の業者は、申告納税義務が免除されており、記帳義務については、申告義務者には、記帳の義務があります。

司会 イタリアはいかがですか  
渡辺 イタリアでは、小企業では、当初、五〇〇万リラまで申告免除でしたが、一年後に、二〇〇万リラに引下げられました。申告時期は、売上高により、区分されており、三ヶ月に一回、半年に一回、一年に一回の制度があります。

首代 イギリスですが、年間五〇〇ポンド以下の場合には申告義務がありません。その場合には、前段階税額控除の適用もないことに御注意下さい。

司会 オランダについては、  
古山 オランダも、小企業者に特例があり、内容は税額で一〇〇ギルダまで免税があります。また、三八〇ギルダまでは軽減税率の適用があり、納期も、小企業者は、三ヶ月に一回、一般の場合には、毎月納付になっています。

司会 では、つぎに、転嫁の問題についてお願いします。西ドイツは、いかがですか。

荻野 西ドイツは、完全に転嫁しているようです。価格に転嫁出来ない立場の業者は、経営が成り立ちませんので転嫁業しており、現在は、転嫁が行われております  
司会 採用当時、どの程度転嫁業していますか。

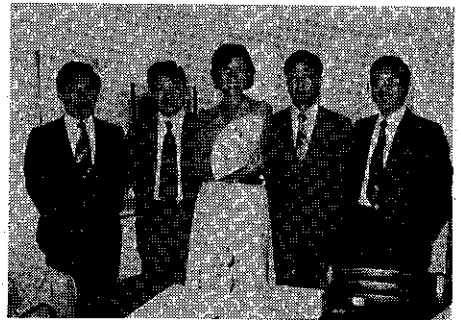
荻野 西ドイツについては、どの程度あったか正確にはつかめませんが、新税ではありませんのであまり多くなかったと思います。

司会 フランスはいかがですか  
湖東 フランスも、転嫁は、完全に行われており、付加価値税分だけ、荒利益が多くなっております。転嫁は、当然であると意識しております。

司会 イギリスはいかがですか  
首代 イギリスでも、当然に転嫁されており、個々に、何%入っているか不明な場合もあります。

司会 七三年の四月一日から施行されたイギリスを、その直前に第一次視察団で行った時、閉店のためのパッケージセールをしている店舗をあちこち見ましたが、イタリアはいかがですか。

渡辺 イタリアは、結果的には転嫁されていると思いますが、実際には、領収証をほとんどくれませんが、記帳も雑のようです。



イタリアでは、借入金をして商売している人が少く、転嫁業が簡単なために、転嫁できない場合は、簡単に廃業しているようです。

司会 オランダはいかがですか  
古山 小売商については、消費者が負担すべきものとして、最終消費者が負担すべく、転嫁が行なわれておるようです。

司会 全般的に転嫁が行われているようですね。  
つぎに免税について、もう少し詳しくお願い致します。

湖東 フランスは、免税と非課税があります。免税の場合は、納付義務がありませんが、前段階控除がありませんから、その分が負担になります。従って非課税ではありません。労賃だけの下請業者

が、免税の対象になっております。また、投資財の税額控除をした方が有利な業種は、免税業種でも、免税の放棄をしております。  
司会 西ドイツはいかがですか。

荻野 西ドイツも免税業種があり、免税と免税放棄の特例があります。金融、保険、証券業等は、他の税金がかかるので、二重課税防止のため適用外のもの、小企業に対する免税があります。

司会 イギリスはいかがですか  
首代 イギリスは、ゼロ税率があります。ただし、ゼロ税率は、大蔵大臣が、何時でも変更できます。免税とは、意味が違って、非課税に近いと思います。

司会 イタリアはいかがですか  
渡辺 イタリアは、社会福祉的、公共的なものに、免税が適用になります。ゼロ税率は、イギリスだけのようですね。

司会 オランダについては、  
古山 オランダは、航空機、船舶等に免税があります。

司会 つぎに、輸出控除、国境調整について報告していただきたいと思ひます。輸出については、税額控除して、適正な国際取引で必要だと思ひますがその点についていかがでしょうか。

(輸出に対する輸出控除等については、国内業者からは還付率が低すぎるから引上げてほしいという要求と反面外国からは還付率が高すぎて輸出補助金となっているという批判がある。広報部注)

湖東 フランスでは、輸出控除は大企業に有利であるといわれています。それは仕入の際に輸出用の場合は免税になりますので税金分だけ仕入代金が安いために、在庫に対する資金繰りが違う点だと思います。旅行者等に対する免税は、事務手続きが面倒なため、E

C 諸国の旅行者には五万円、日本の旅行者には三万円以上の品物を買った場合にのみ還付されます。  
司会 つぎにイギリスをどうぞ

首代 イギリスはゼロ税率の適用により輸出控除を行っている。  
司会 イタリアどうぞ

渡辺 イタリアの場合は、前年実績により、輸出業者の指定を行い、適格業者が、仕入段階で税額免除があります。

司会 オランダについては、  
古山 オランダも、国境調整税について、大変苦慮したようです。輸出段階で控除が行なわれているのは、他の国と同じです。  
司会 では、最後に、投資財控除について、資本集約的企業が有



利であるといわれておりますが、前段階税額控除制度について、その点いかがでしょうか。

荻野 西ドイツでは、零細業者については、現金主義、その他は発生主義によって、前段階控除をしております。投資財控除もありません。

司会 フランスはいかがですか  
湖東 フランスは、投資財については、即時控除が認められております。仕入や経費については、集計のため一ヶ月遅れます。従って、新規開業等の場合は、開業一ヶ月は付加価値税の納付がありません。また、個人業者が、固定資産を取得した場合、家商用と営業用資産の区別について、判定がむづかしくて問題があるようです。

また、投資財即時控除の場合は、投資財を売却したり、廃棄した場合等は、再納付制度があります。

司会 イギリスについては：  
首代 イギリスは、投資財については、ゼロ税率の対象になっており、還付の形で控除されます。

司会 イタリアについては：  
渡辺 イタリアは、発生主義が規定されております。投資財即時控除制度はありません。イタリアは準備不足のために実施が遅れている点があります。

司会 オランダについては：  
古山 投資財控除については、前段階控除があります。  
湖東 フランスについては：  
フォルフェについては、投資財即時控除はありません。

司会 スウェーデンの岩田さんが見えましたのでお願いします。  
岩田 スウェーデンは、ECに加盟するための地ならし作業として、付加価値税を導入した事情があるようですが、現実には、ECに加盟しておりません。当初標準税率10%でしたが、インフレ対策として、軽減が行われている場合があります。

中小企業者に対する特例については、スウェーデンは、社会の不正是正の点から、特例は、一切ないようです。

申告事務については、会計事務所に委託する場合があります。納期は、取引高によって一ヶ月毎、三ヶ月毎、六ヶ月毎、一年毎に区分されております。投資財控除等については、他の諸国と同じだと思います。

司会 どうもありがとうございます。最後に、街の声を聞かせていただきます。

湖東 フランスについては、食品に七%の税率をかけるのは高いとの声がありました。

フランスは、記帳制度は、長い歴史があり、一〇〇%完備しておるといってよいと思いますが、さらに、正確に早く行うため、コンピュータの導入が進められているようです。これは、我が国の顧問税理士制度のような方式で、政府の手でセンターの設立が開始されたようですが、会計士協会の反対で、三年間凍結されており

ます。また、現実には、コンピュータより手書の方が早いようです。また、最近我が国では、高福祉のために付加価値税を導入したい

と云われておりますが、フランスにおいては、社会保障に対する税として、別に目的税が課税されており、もともと戦費調達のために、採用された売上税が改善されて、今日の付加価値税に代ったものである点を、考慮すると仮りに我が国に、付加価値税を導入すれば、結果的には、増税目的に利用されて、しかも、物価の上昇をまねく結果となることに注意しなければならぬと思います。

渡辺 イタリアにおいては、付加価値税の徴収機関は、独立した事務所があり、直接税とは、完全に分離されております。

また、地方税はなくて、すべて、国税として徴収されたものが地方に交付されています。また、記帳制度は、我が国に比較して、非常に遅れているようです。コンピュータもまだ普及していません。

納税協力団体について聞きましたら、協力団体はないそうです。ギルド等があつて、非協力団体的なもの存在していますが、我が国にあるような、協力団体の存在は理解できないようでした。商売のコツは、良い医師、弁護士、顔のきく友人を持つことだそうです。



会計士まかせで、税務職員には違つたことがないとのこと。生活協同組合とか職域の組合が発達しており、組合等を通じて、会計士が代行しているようです。

荻野 西ドイツについては、付加価値税についての、こぼれ話を聞いてきましたが、売上税から付加価値税に移行したが、まだ不公平感が残っているとのこと。本音を聞いてみると、西ドイツは

国境が簡単に越えられるために、税を高くすると大金持が外国に逃げ出してしまふ。また、直税を強化すると、まじめな納税者が損をする。西ドイツでは、北がまじめで、南に行く程まかして、いるとのこと。税率をどうして上げるかと聞いたらフランスが上げる

から、西ドイツも上げないと損を  
してしまふからとのことでした。  
古山 オランダでは、木靴を造  
る小さな製造工場で聞いた話です  
が、非常に税負担が大変であると  
の声でした。

EC 諸国は、もともと一般消費  
税があった国ですから、我が国が  
付加価値税を導入した場合にどう  
なるかということも簡単に比較す  
ることはできないと思います。

直間比率を比較した場合、我が  
国は、非常に直税が高い訳です。  
従って、付加価値税を導入する  
場合は総合的に税負担が増加しな

いように、間接比率をあげるだけ  
の配慮が必要だと思いました。

首代 イギリスも、やはり、売  
上税から移行したため、税負担が  
減少しており、大きな反対はなか  
った。納税者の不服審査について  
は、付加価値税導入後三年間に、  
六一件の苦情申込があり、そのう  
ち三件が訴訟に申込まれただけで  
ほとんど解決しているそうです。

交際費については、年間一人当  
り二ポンド以下(茶菓程度)で、そ  
れ以上は担当者の給与になり、パ  
ー、キャバレーなどはありません。  
接待は自宅であるのが原則。

投資財については、すべて、任  
意償却です。この辺、日本とは、  
大分違っております。また、任意  
償却による赤字は無制限に繰越控  
除が認められています。

岩田 スウェーデンは、輸出控  
除は、フランス、西ドイツと同じ  
(EC の統一指令に従う)です。  
輸出については、奨励しており、  
輸出に関する外国人の接待は、必  
要経費に認めるとのこと。コン  
ピューターによる反面調査につ  
いて聞きましたが、物理的に不可  
能であるとのこと。ス  
ウェーデンは独特の管理社会

## 団結強化で選挙後遺症一掃

### 大阪合同青年税理士連盟

今年六月の大税会役員選挙にお  
ける大敗、それは、大青税十周年  
の記念行事を華やかに催した直後  
であっただけに、大青税会員の落  
胆ぶりは、大きかった。

がなかったと云えば嘘になる。  
我々新執行部が、まず、やらな  
ければならなかったことは、選挙  
の後遺症を一日も早くなくして、  
もやもやを一掃し、「福を転じて  
福となす」のたとえ通り、より一  
層の組織の団結強化を計かること  
であった。

組織部の今年度の活動目的は、  
組織の質の向上を目指すことであ  
る。従来は、とかく会員数の増大  
と云う量的な面に、とらわれがち  
で、質的な面に対する取りくみ方  
が、やや欠けていたきらいがあっ  
た。これが、青税活動を内外に、  
誤った印象を与える等の弊害の一  
因でもあった。これらを取り除き、  
大青税の基本とするもの、税理士  
会の機構、制度問題等について、  
会員に充分な理解と認識を与える  
為には、指導材料と教育の時間が  
必要である。

## 単位会だより

のため欲求不満がたまるそうです  
が税に対する不満解消方法は、オ  
ンブスマン制度によって解決して  
いるようです。

司会 どうもありがとうございます  
ました。では、東ドイツの現状に  
ついて、お聞かせ下さい。

早川 東ドイツの場合は、社会  
制度が諸国とは、違いますので、  
直接比較することはできません。  
社会主義国の建設を無視して論  
ずることはできません。現在の経  
済構造について、認識することが  
必要であると思います。売上税は  
あります。また、利益税がかかり

この指導材料作成の為、組織部  
では、全力を投入して会員教育マ  
ニュアル作成にかかった。  
この内容とするものは、  
一、大青税について  
その基本精神、生い立ち等  
二、税理士制度について  
青年税理士と制度問題との  
かわり合い  
三、税理士法改正基本要綱  
税理士会の機構について  
四、税理士をとりまく環境につい  
て  
小企業問題、付加価値税

ます。(以下詳細な報告がありま  
したが今回は、省略させていただきます。)

司会 本日は、長時間にわたり  
ありがとうございました。

なお詳細につきましては、十二  
月中旬に、報告書が出来上がるそ  
うですから、是非お求めいただき、  
研究されたいと思います。  
(文責中村)



### 商法問題等について

五、事務所開業の手引き  
以上、五項目、約五十頁にわたる  
労作である。

このマニユアルは、単に新入会  
員の教育のみに利用するだけで無  
く、既会員及び、対外向にも青税  
を正しく理解してもらおう意図をも  
含めて作成されている。

次に教育の時間について、来年  
一月にこのマニユアルによるオリ  
エンテーションを開催する予定で  
ある。今回は、対象は一応新入会  
員とするが、今後は、既会員(主

としてノンポリ会員)にも各支部活動を通じて、啓発運動を続ける予定である。

商法問題について大税会へ要望書提出(制度部)

商法二次改正問題は、我々青税が全力をあげて改正阻止しなければならぬことは当然である。

大青税制度部は、去る九月六日(土)午後二時より、大税会館において、商法問題について討議し、大税会へ要望書を提出した。

要望書の内容は税理士の職域問題を中心にまとめられているが、これは、大税会の制度問題に対する取りくみ方に甘さが見られ、これに対する警告と注意を喚起することを目的としたものである。

主な問題点は「連結決算制度の創設により被連結子会社は税理士の関与からはずれる」「最低資本金制度により株式会社全体の会計士監査を導入する可能性があり税理士の職域に大きな影響を及ぼす」「小企業者に対する差別が生じてくる」等が中心になっている。

後日、全青税の常務理事会等でこの大阪の職域中心論に対し批判的な意見もあったが、大きなエネルギーを結集する為の点火は、まづ身近な問題に火をつけることから始まるのではなからうか。会

員の目が商法問題に向けられたならば、次に多数の英知を結集し、この問題を理論的に究明し、その矛盾を指摘して、改正阻止運動へと展開して行く、これが大青税の方針である。

支部対抗ソフトボール大会(厚生部)

大青税の究極目的は、租税制度の改善と税理士制度の発展であり、親睦と研さんは、目的達成の為の

手段である。親睦を通じて友情を深め、連帯意識を強めて青税強化の基盤とする。研さんを重ねて業務を改善し、立派な税理士としての人格の形成につとめ、地位向上をはかる。そしてこのエネルギーを制度問題につづけて、改善と発展の運動推進力とする。

これは青税強化の第一歩である。大青税は、近畿二府三県にわたり、その活動地域は、他会と比較して広範囲である。親睦行事は、どうしても各支部に、ゆだねがちであるが、昨年の運動会のように連盟として年一度だけ大会を開催しようと計画の結果、誰にでも出来る支部対抗ソフトボール大会を実施した。

場所 西宮 厚生年金グラウンド  
参加人員 七チーム、約八十名  
優勝は、兵庫チームであったが、勝敗はともかくとして、グラウンドは終日、大歓声につつまれた。  
引き続き、ユニホーム姿のまま各自動車で有馬温泉へ直行、温泉に飛び込んで、汗を流し、親睦会で、アルコールを補給した。とにかく楽しくて、有意義な一日であった。

### 事務局設置活動活発化へ

#### 東京青年税理士連盟

去る六月十四日、東京青年税理士連盟第十五回定期総会が開催され、牧野良三新会長をはじめ多数の新役員が選任され、具体的に活発な事業活動が行われている。

とくに今年度から、全国青年税理士連盟、東京青年税理士連盟の事務局が設置されたことは、今後の会務活動に意義深いと思われる。

東京青年税理士連盟規約第2条「税理士の社会的使命と職責とに對する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色の一端をご紹介します。

#### (1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉共済委員会があり、会員相互の親睦、福利をはかるための諸施策を行っているが、特に、福祉共済委員会においては新入会員に対する業務の紹介および税理士事務所への就職希望者の紹介あるいは採用

したい方を募集している。

#### (2) 制度部

制度部の中の、常設委員会は、税理士制度委員会、中小企業対策委員会、付加価値税対策委員会があり、その他、特別委員会は、税理士解任濫用阻止対策特別委員会と、商法対策特別委員会がある。

とくに、商法対策委員会は、先般、六月十二日付をもって法務省民事局参事官室より日税連へ「会社法改正に関する意見照会について」が来たが、早速、東京青税連としての意見を東京税理士会に提出する予定である。

#### (3) 研究部

研究部の中に、研究会運営委員会、税務審議委員会、業務改善委員会があり、税理士業務に関連する研究(研修)および、業務の改

善、その他日常業務において生じた事案を研究審議し、会員の悩みを問題解決している。

#### (4) 会務部

会務部の中に、総務委員会、経理委員会、会報委員会、組織委員会があり、厚生活動、研究活動、部会活動を通じて組織の拡大および強化に努力している。特に会費収入については一般会費年九千六百円、賛助会費一口、二千円(応能負担)としているところに特色があると思われる。その他会員の出身地、趣味を掲げている。

又先般の東京税理士会々長選挙においては、波多野候補を強力に推し、当選を勝ち得たが、これも税理士制度の発展強化のために積極的に、東京青税連が取り組んだこともお知らせします。



美しい森と高原  
松本風土記  
望月宗敬(松本)

全青税  
お国めぐり

NHKの朝のテレビドラマ「水色の時」は、信州松本の風物を紹介して、多くの人達に深い感銘を与えた。信州は日本の屋根、美しい森と高原の国である。ドラマの中に毎日映し出された常念岳を中心とする北アルプスの連山は、松本市の西側を囲み、美ヶ原、白樺湖の明るい高原が東側を固め、その間を梓川をはじめ幾筋かの清流が北に向って走り、山葵畑を育て野仏の点在する田園風景を形成している。その中心都市松本は現在人口十八万五千を数え、商工業都市として著しい飛躍を示しているとともに、アルビニストのメ

ツカとしても知られ、周囲一帯に湧き出る大小二十数カ所の温泉郷は、山里らしい雰囲気や留め、行楽の客は年間を通じ著しい数を示している。

松本は、その昔は深志の里と呼ばれ、信濃の国府が置かれた古い町。その古い街を象徴する国宝松本城は、別名深志城とも呼ばれ五層六階の重厚な城姿をもつ平城で北に乾小天守、東に辰巳付櫓、月見楼を配し、その間を渡り櫓で結ぶなど変化に富んだ建築で、白と黒のコントラストがよく訪ねる人に深い感銘を与えずにはおかぬ。日本に現存する最古の城という。

記録によれば天文十九年(一五五〇年)武田晴信が小笠原氏を追放し、信濃攻略の拠点として三十余年を支配し、武田氏の滅亡後は織田氏の勢力下に移り、本能寺の変後は一時上杉勢の所領となったが、天正十年に小笠原氏が再び旧地を回復して深志城に入城、名を松本城と改めた。

天正十八年からは信濃の大部分が豊臣秀吉の配下となるが、この時石川数正が和泉国より八万石で入封、この数正は有名な築城家である松本城の大改修を行い現在に残る見事な天守を築造した。

その後平穏と思われた徳川の時代に入っても城主の交代は多く、石川氏に次いで小笠原氏、戸田氏、松平氏、堀田氏、水野氏、再び戸田氏と経過、明治維新を迎える。

明治五年に天守、門、櫓等が払下げの憂目を見る。天守閣は市川量造等有識者の奔走により取壊しの難を免れたという。俗説には当時天守閣が一円五十銭で売りに出されたが取壊しが大変で買い手がつかなかったとも言ふ。

明治十四年には西南櫓が又明治二十一年には南櫓が取壊されているが明治三十五年には松本中学校の管理下に移り、校長小林有也の尽力によって天守閣保存会が設立さ

れ以来十年間の歳月をかけて一応の修理を完成。以来昭和十一年国宝の指定をうける迄は、松本中学校が鍵を保管、参観希望者の便を計っており、本丸広場は松本中学校の運動場であった。

昭和二十五年より解体修理が行われ昭和三十年に今見る姿に修復される迄の天守閣は一見してわかる程に東側に傾斜をしていた。地震や地盤降下に原因するものがあるが、貞享年間からのものといふこの傾斜には昔から一つの物語が伝承されている。貞享年間(一六八六年)に大飢饉があり、領内中萱郷の庄屋多田加助が年貢免除の直訴を行い、当時の法により磔の処刑を受けた時、城を覗んだとたんに地震がおこり城が傾いたといふ。その後も松本で造った鍋は鍋づるのバランスがとれず常に傾くと語り継がれている。

次に松本周辺には道祖神をはじめ庚申塔二十三夜塔等野仏が実に多く、農村風景に詩情を添え旅情を慰めてくれる。建てられた年代は享保頃から明治末期迄に及ぶが文化、文政、天保の間のものが最も多い様で、之等石仏の造立数と天災の間に明かな相関関係が見られ農民が何のために建てようとしたか、気持が解る様な気がする。

【お詫び・訂正】  
会報33号・事務局電話番号  
▲正▽〇三三五六一二九一六  
右お詫びして訂正致します。

災害のみならず凡てに、束縛を受け、高い年貢制度によって土地に縛りつけられた苦悩を、お互に道祖神の講とか、他に庚申の講とか或いは女性ばかりの二十三夜講という様な、信仰生活に結びつけ、集団によって生きぬく方途を考えた庶民の知恵とも推察され、その様な視点から無数にある野仏を眺めていると、その深い底にある庶民の声が聞えてくる様な気がする。

松本市の近郊豊科町に住む田淵行男氏は、高山樗牛の研究者で有名な人であり、又山岳写真家としても有名である。上高地槍岳への登山コースはミヤマシロチョウ、オオイチモンジ、ヤリガタケシジミ、タカネキマダラセセリ、クモマツマキチヨウ、コヒオドシ等の高山蝶が息づく華麗なアルペンバタフライロードだと彼は言う。

松本城本丸内の日本民族資料館には城郭、民俗、考古、山岳、美術の各分野に涉り郷土色あふれた多彩な資料が展示されている。